

個人住民税特別徴収 完全実施プラン《概要》

1 個人住民税の特別徴収推進の背景

- 個人住民税が平成 19 年度に国税から地方税に税源移譲され、本県においても、個人住民税（県民税・市町村民税）の滞納繰越額は増加し、平成 24 年度の滞納繰越額全体のうち、県税 66%、市町村民税 40%を占める状況。
- 個人住民税の徴収確保対策として、普通徴収から特別徴収へ切替を促進する取組の結果、特別徴収への切替は増加傾向にあるものの、未だ実施が徹底されておらず、県や市町独自の取組にも限界。
- 平成 24 年度、全県的な特別徴収の完全実施に向け「個人住民税徴収確保促進ワーキンググループ」を設置して検討を重ね、平成 25 年 2 月 18 日開催の愛媛県・市町連携推進本部会議において、「平成 27 年度から個人住民税の特別徴収を全市町一斉に完全実施する」ことを決定。



- ◎ 全県的かつ効果的に特別徴収の完全実施を進めていくため、「**個人住民税特別徴収 完全実施プラン**」を策定。

今後、県と各市町がこのプランにより取組を強化し、法令遵守の徹底や納税者の利便性向上・公平性確保を図り、個人住民税の徴収確保を目指す。

2 取組の基本方針

全市町一斉による特別徴収完全実施に向けた取組	
①完全実施年度	平成 27 年度から
②対象とする事業者	常時 2 人以下の家事使用人のみを雇用している事業者以外は、すべて特別徴収義務者として実施対象（所得税法の対象と同じ）
③全県的な取組	一つの事業者の従業員の居住市町が 2 以上の市町にまたがるなど、市・町単独で特別徴収未実施事業者に対して働きかけるには限界があることから、広域的な取組が必要であり、県と県内全市町が連携し特別徴収の完全実施に向けて、一斉に取り組む

【具体的な取組内容】
① 広報活動 ・啓発リーフレット、ポスター等の作成 ・広報紙、テレビ・ラジオ（広報番組）等による P R ② 関係団体や未実施事業者に対する要請活動 ・関係団体に対する制度周知及び協力要請 ・未実施事業者に対する制度周知及び個別要請 ③ 説明会 ・年末調整説明会や団体主催研修等で周知 ④ その他 ・実施予告通知書等の送付 ・公共調達等入札参加資格への要件化 ・切替拒否事業者への対応 など



【取組による効果】
① 法令遵守の徹底 ② 納税者の利便性向上と公平性確保 ③ 滞納の未然防止による税収確保